

「北播磨」の魅力発信にかかるInstagram広告業務企画提案コンペ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北播磨の認知度向上及び来訪者の増加を目的に、「北播磨」の魅力発信にかかるInstagram広告業務を委託する企画提案コンペの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 応募に要する費用に関すること。
- (5) 当選者の決定方法に関すること。
- (6) その他企画提案コンペの実施に必要と認める事項

(審査会の設置)

第4条 当選者を決定するため、審査会を設置する。

2 審査会の設置については、別に要綱で定める。

(審査方法)

第5条 審査は、別に定める「北播磨」の魅力発信にかかるInstagram広告業務に係る企画提案コンペ審査方法による。

(当選者の通知)

第6条 前条の規定により、当選者を決定したときは、応募者全員に当選の可否を通知するものとする。

(事務の所掌)

第7条 この要領の実施に関する事務は、北播磨広域観光協議会事務局（兵庫県北播磨県民局県民躍動室地域振興課内）が所掌する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月12日から施行する。